

「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の一部改正について

令和3年5月17日
環境生活部廃棄物指導課

1 趣旨

千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）において、廃棄物処理施設の設置等の許可申請に当たっては、事前協議及び廃棄物処理施設の構造基準や維持管理基準等について定めているところである。

令和3年3月8日付け行革第648号他において、各所属での検討の結果、押印が不要と判断されるものについては、令和3年4月1日以降、原則として押印を求めない取扱いとする旨の通知があった。

この通知を受け、その他必要な指導要綱の規定の整備を行った。

2 改正概要

(1) 指導要綱の改正

○指導要綱に規定する各種様式（別記第1号様式及び別記第3～12号様式）

（従前）押印欄

（改正後）押印欄の削除

[理由] 押印見直しによる規定の整備

○指導要綱第4条第3項の別表1に規定する環境調査報告書（別記第2号様式）

（従前）鳥獣保護及び狩猟に関する法律

（改正後）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

[理由] 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律が平成27年度に法改正で名称変更されたことによる規定の整備

3 改正日

令和3年5月17日